

2. 「強い経済」の実現に向けた対応

(1) 成長投資拡大に向けた環境整備

① 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置

投資下限 5 億円以上 (中小企業者等の場合)・ROI 水準 15% の設備投資 ⇒ 即時償却・税額控除

④ 住宅ローン控除の拡充

省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額の引き上げ 等

ChatGPT による
「賃上げ促進税制」のイメージ図。
ポスターのようなものが
出来上りました……。



(2) 租税特別措置等の見直し・適正化

③ 賃上げ促進税制

大企業向け	令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止
中堅企業向け	令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止 (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については見直しあり)
中小企業向け	令和 8 年度は現行制度維持 教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止

(3) 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長

① NISA の拡充

- ・つみたて投資枠の対象年齢を 0 歳まで拡充 (年間投資枠: 60 万円、非課税保有限度額: 600 万円)
- ・つみたて投資枠の対象 (投資信託商品) を追加

4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備

(2) インボイス制度の定着に向けた対応

① 新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置

(個人事業者のみ・免税事業者がインボイス発行事業者となった場合)

現行の 2 割特例 → 3 割特例へ

令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
2 割特例 適用可	3 割特例 適用可		原則 or 簡易

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

控除可能割合の最終的な適用期限を 2 年延長。令和 13 年 9 月末をもって終了。

令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで	70%
令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで	50%
令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで	30%

当初は令和 8 年 10 月から 50% 控除の予定でした。免税事業者との付き合いが多い方は少しほっとする改正ですね。ただ、「おじり」が明記されており、ここで終わり……のようです…。



(おまけ) 第三 検討事項

- 年金課税：拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討。
- 小規模企業者等に係る税制のあり方：「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直す。所得税・法人税を通じて総合的に検討。

あけましておめでとうございます！

2026 年も、皆さんにこうして「事務所通信」をお届けできることを
大変嬉しく思います。いつも日々に精一杯…ふと気づくと「あっという間」……
に過ぎている毎日でも、周りではいろいろなことが起きています。そんな周りに
惑わされそうになつたりもしますが、自分の立ち位置で、自分の基準で
前を向いていきましょう！本年も、よろしくお願ひいたします！

